

用語の定義（五十音順）

番号	用語	定義
1.	運転管理従事者	豊川浄水場で勤務する県企業庁の職員をいう。
2.	運転操作設備	電動機等の動力制御回路を収納する電気設備（コントロールセンタ、補助継電器盤、動力制御盤及び現場操作盤等）をいう。
3.	遠隔監視制御設備	遠方に設置された設備を、豊川浄水場から遠方監視及び制御によって監視制御する装置をいう。
4.	既設設備	本事業の着手時点で、対象施設（豊川浄水場等）にすでに設置されている、既存の設備一式をいう。
5.	技術対話	技術提案書作成の前提整理のため、県企業庁（運転管理従事者含む）と入札参加者が行う個別対話をいう。
6.	軽微な変更	本事業の設計・製作段階において発生する仕様や機能の変更のうち、調達仕様書及び技術提案書の根幹に関わる機能の低下を伴わず、かつ事業費（契約金額）の増減や工期の変更（延伸）を伴わない範囲（十数点程度の入出力点数の追加）の変更をいう。
7.	現場監視制御設備	ポンプ設備、沈澱池設備、ろ過池設備、薬品注入設備等の各設備に設置され、計測信号の収集、機器の運転監視及び設備単位の制御を行う設備をいう。
8.	新技術	県企業庁が保有又は運用していない技術であって、本事業の品質向上、運転監視の高度化等に資するデジタル技術をいう。
9.	情報収集配信装置	県企業庁が保有する「広域送水監視制御システム」と信号授受を行う設備をいう。
10.	設備台帳システム	県企業庁が保有する、各施設の設備情報を管理するためのシステムをいう。
11.	中央監視制御設備	現場監視制御設備から収集した情報を一元管理し、場内及び場外施設のポンプ及びバルブ等の運転操作、状態表示、故障履歴管理、水質・水量・電力量等のデータ収集、表示及び記録を行う設備をいう。
12.	PFI 事業者	豊川浄水場及び蒲郡浄水場（工水）の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を行う「豊田浄水場始め 6 浄水場排水処理施設整備・運営事業」の受注者をいう。